

## 令和3年度第1回狭山市情報公開及び個人情報保護審議会会議録

開催日時 令和4年1月6日（木）  
午前10時00分から午前11時00分まで

開催場所 狭山市役所 3階 301会議室

出席者 田村委員、織田委員、五百旗頭委員、粕谷委員

事務局 木村総務部長、中田総務課長、河井主幹、成瀬主査、林主事

傍聴者 なし

### 1 議題

令和2年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について  
令和3年第3回（9月）市議会定例会における条例改正について

### 2 会議の経過

総務課長 会長が選出されるまでの間、総務部長に議事進行をお願いいたします。

総務部長 それでは、初めに、会長の選出について議題といたします。狭山市審議会条例第5条第1項の規定により、会長は委員の互選によって定めることとされております。それでは、会長の互選につきましてご協議をお願いいたします。

委員 会長は引き続き田村委員にお願いできたらと考えています。

総務部長 只今、会長に田村委員をとのご意見がありました。他にご意見はありますか。

総務部長 田村委員、会長には引き続き田村委員をとの意見がありました。いかがでしょうか。

委員 はい、引き受けさせていただきます。

総務部長 ありがとうございます。それでは、会長につきましては田村委員にお願いするという事で決定してよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

総務部長            それでは、会長を田村委員に決定させていただきます。

会     長            よろしくお願いいたします。まず、職務代理者を会長が指名すること  
となっておりますが、引き続き織田委員にお願いしたいと思います。

事 務 局            ここで、総務部長につきましては、所用のため退席させていただきます。

会     長            それでは、次の議題に移ります。令和 2 年度及び令和 3 年度 12 月現在の  
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について、事務局より  
説明をお願いします。

事 務 局            まず、令和 2 年度の実施状況ですが、開示請求については、受付件数  
は 177 件で、令和元年度と比較し、申請件数は 30 件の増加となっております。  
次に、開示申出については、受付件数は 40 件で、令和元年度と  
比較し、13 件の増加となっております。また、個人情報の開示請求に  
ついては、受付件数は 61 件で、令和元年度と比較し、申請件数は 12 件  
の増加となっております。続いて、令和 3 年度 12 月現在の実施状況に  
つきましては、開示請求と開示申出を合計いたしました、情報公開制度  
全体といたしましては、受付件数は 151 件であります。また、個人情報の  
開示請求については 35 件となっております。

会     長            ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問や意見等はありませんか。

会     長            死亡届はどこで受付しているか。

事 務 局            市民課で受付をしています。

会     長            休日の受付はどのように対応しているか。

事 務 局            警備員室で市職員が対応しております。

会     長            それであればよいが、ある自治体で、休日開庁の際に、委託している  
警備会社の警備員に対応させているといった事例があった。これは完全

に違法であるため、委託先の職員にどこまで業務をやらせるのか、事故を起こさないためにそのあたりは注意する必要がある。

事務局 わかりました。

委員 訴訟に関することで開示請求をしているようなものはあるのか。

事務局 請求の中には訴訟のための開示請求もあります。

会長 それでは、次の議題に移ります。令和3年第3回（9月）市議会定例会における条例改正について事務局より説明をお願いします。

事務局 今回の条例改正は、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、「デジタル庁設置法」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆるデジタル改革関連法が、令和3年5月19日に公布されたことに関連し、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されたことに伴い、号ずれや文言の整理を行うため条例改正を行なったものです。

まず、議案第64号の狭山市個人情報保護条例の一部改正につきましては、第4条は、条例で引用しております「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が、デジタル改革関連法が公布されました令和3年5月19日から、向こう1年以内の政令で定める日をもって廃止され、「個人情報の保護に関する法律」に統合されることから、引用する法律名及び根拠条項を改めたものです。

次に、第16条は、平成27年に改正された「独立行政法人通則法」第2条の引用部分について、改めたものです。

次に、第37条は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定される情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が、総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことに伴う、情報提供等記録の通知先を改正するものであり、また、同法第19条に新たな号が追加され、第7号及び第8号が1号ずつ繰り下がったことに伴い、改正したものです。

附則につきましては、第1項において、施行日は公布の日とするものですが、第4条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係

法律の整備に関する法律第50条の規定の施行の日とするものです。第2項については、狭山市情報公開条例第7条において、狭山市個人情報保護条例第16条の改正と同様の引用部分があることから、附則において、改正するものであります。

続いて、議案第65号の狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、デジタル改革関連法が公布され、これに関連した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、条例の改正をしたものです。

第1条は、引用する「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条に新たな号が追加され、第10号が1号繰り下がったことに伴い、改正するものであります。

第5条は、第1条と同様の理由により改正するものであります。

附則につきましては、施行日を公布の日とするものであります。

今回の改正は条例の条文の号づれの修正や文言の整備といった内容でしたが、個人情報保護制度につきましては、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律を1本の法律に統合され、国・民間・地方ですべてが統一された取り扱いとなります。われわれ各地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律を全国的なルールとして、新しい制度として対応することとなることから、来年度には、再度の条例改正を予定しているところであります。以上で条例改正についての説明を終わらせていただきます。

会 長           ただいまの説明に関して、何か質問等がありますでしょうか。

委 員           特にありません。

事 務 局       来年度の条例改正に向けた検討課題として、要配慮個人情報に関することや手数料に関すること、標準処理期間に関することなど、各自治体が独自に定める事項につきまして、本市でも検討を重ねているところでありますが、今後、当審議会でもご意見を伺う場面があるかと思われま  
す。その際にはどうぞよろしくお願いたします。

会 長        そのほかは何かありますでしょうか。ないようでしたら、本日の審議  
会はこれで終了します。